働く女性の健康増進のためのプロジェクト 参画者募集要項

女性活躍推進法が成立した2015年にスタートした本プロジェクトも、 その目的の達成に向け、ますます勢いを増してまいりました。 今後も働く女性の健康を支援する活動をさらに加速させていけますよう、 本プロジェクトにおいて活動を共にしていただける参画者様を募集しております。

プロジェクト参画に関するお問い合わせ

働く女性の健康増進のためのプロジェクト事務局(APCO Worldwide内)

住所:〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館16階 電話:03-6457-9702 FAX:03-6457-9703 Email:womenhealth@apcoworldwide.com

制作:働く女性の健康増進のためのプロジェクト(メンバー企業:バイエル薬品株式会社、MSD株式会社) MAC-PF-WHC-JP-0140-08-06

ealth symptoms that

働く女性の健康増進白書 2018年

働く女性の健康増進のためのプロジェクト

Health check-ups organized by workplaces encourage women

目次

| 女性が元気に社会で働くために | 2 |
|---|---|
| 第1章 働く女性の健康増進のためのプロジェクト | 9 |
| 第2章 「働く女性の健康増進調査」調査結果 | 5 |
| 第3章 都道府県女性の健康教育実態調査(自治体による性教育事業好事例) | 7 |
| 第 4 章 企業による女性従業員の健康に関する取り組み事例 | Ć |

プロジェクト参画組織

メンバー企業:バイエル薬品株式会社 MSD株式会社 賛同企業:株式会社ローソン 株式会社日立システムズ 協力:日本医療政策機構(HGPI)

本白書に関するお問い合わせ:

働く女性の健康増進のためのプロジェクト事務局(APCO Worldwide内)

住 所:〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館16階

電話:03-6457-9702 FAX:03-6457-9703 Email:womenhealth@apcoworldwide.com

女性が元気に社会で働くために

東京大学大学院医学系研究科産婦人科学講座

教授 大須賀 穣

我が国の女性の健康支援は先進諸国においては極めて遅れていると感じています。その理由としては、これまでわが国では高齢化問題や、男性の労働における健康管理などが重視され女性の健康問題にあまり目が向けられなかったことがあります。また、生命に直接関わる癌、循環器疾患、糖尿病に対しては多くの予算や法的整備がなされてきましたが、女性の健康問題は後回しになっている感が否めません。しかしながら、成熟した社会においては女性の生活の質(QOL)は大きな問題です。

我が国では女性の社会進出が遅れていましたが、近年女性活躍推進法が制定され女性の社会進出を活性化しようとしています。ただし、欧米諸国では管理職にしめる女性の割合は軒並み20%以上ですが、日本では5%に満たないのが現状です。この状況を変えて日本が真の意味で男女共同参画の社会になるためには、女性が元気に社会で働ける基盤を構築する必要があります。

ここで注意しておかなければならないことがあります。それは、女性の生涯における疾病構造と 男性のそれが大きく異なるという点です。男性と異なり、女性は思春期から閉経に至る間の生殖 年齢において月経周期に伴うホルモンの波に常にさらされています。また、この波に加えて妊娠 出産における体の大きな変化、更年期におけるホルモンの急激な減少にともなう身体的精神的諸 症状を経験します。この間、高年から老年にかけての疾患とは全く異なる疾患を経験します。

例えば、月経前症候群、月経困難症、子宮内膜症、子宮筋腫、更年期障害などホルモンの変動に関係する疾患です。癌に関しても、高齢になるほど増加する大腸がんなどと異なり、子宮がんはむしろ中年にピークを取ります。このため、検診プログラムにおいても特有の工夫が必要となってきます。このような、女性の健康問題を解決し、女性の健康支援を通して働く女性を応援し、より良い社会を作るために働く女性の健康増進のためのプロジェクトが立ち上がりました。今回は本プロジェクトの一部として現在の女性の健康問題をより正確かつ詳細に把握し、対策の糸口をみつけるために資料をまとめました。

これから取り組むべき課題は山積しておりますが、本資料をご参照いただくと道筋も少しは見えてくるのではないかと存じます。本資料をご活用いただき働く女性の健康を共に支援していただくことを願ってやみません。

2

働く女性の健康増進のためのプロジェクト

働く女性を取り巻く状況

少子高齢化が進む日本では、過去10年において、男性の就業者数が1万人ほど減少している一方で、女性の就業者数は194万人増加しており*1、経済分野における女性の活躍は、持続的成長を実現するために不可欠となっています。

近年、女性活躍を推進する動きは加速し、その中でも、働く女性の健康増進は取り組むべき重要事項として認識されはじめています。

内閣府の「女性活躍加速のための重点方針2017」においても、女性の健康支援が含まれました。社会で女性が持続的 に活躍するために、ライフサイクルに沿った健康増進策がますます重要となることは間違いありません。

しかし、働く女性の健康面を考慮した環境の整備は、まだ十分になされていません。日本の婦人科がん検診の受診率は、他の先進国に比べ、依然として低い状況であり、また、月経困難症・月経前症候群(PMS)・更年期障害については、日常的に仕事に影響を与えることが多いにもかかわらず、十分認知されていないのが現状です。

日本社会において、女性の活躍を真に実現するために、婦人科診療へのアクセスを向上させる施策の充実をはじめとする働く女性の健康を支援する制度の整備が急務となっています。

「働く女性の健康増進のためのプロジェクト」スタート

こうした状況を受け、女性活躍推進法が成立した2015年に立ち上がったのが、「働く女性の健康増進のためのプロジェクト」です。

本プロジェクトは、働く女性の健康を増進するための制度の実現を目指し、自治体や企業、NPO等と連携し、女性の健康支援活動を推進し、女性が持続的に活躍できる社会の実現に貢献します。

プロジェクトの目標

- ◆婦人科診療へのアクセス向上
- ◆ 女性のライフサイクルに沿った健康増進支援の充実

取り組み内容

2016年

- ●当プロジェクトとの連携により特定 非営利活動法人 日本医療政策機 構が、「働く女性の健康増進調査」 を実施し、働く女性の健康が損なわ れると6.37兆円の経済的な損失が あることをはじめとした調査結果を 発表(上記の調査結果が国会の予 算委員会で質問され、国会議員の 勉強会においても紹介された)
- ●東洋経済新報社と連携し、経済財政諮問会議議員の伊藤元重氏らを講師に迎え、企業の女性活躍と健康を担当する役員、管理職約160名を対象に、上記調査結果のセミナーを実施
- ●企業の女性活躍と健康に関わる担当者を対象としたワークショップの 実施

2017年

- ●女性の健康の包括的支援に関する 法律案の立法に向けた働きかけ
- ●企業における女性の健康に関する 取り組みがなでしこ銘柄、健康経営 銘柄の選定基準の必須項目になる ための働きかけ
- ●当プロジェクトとの連携により特定 非営利活動法人 日本医療政策機 構が、青森県等自治体による性教 育の好事例収集調査を実施
- ●当プロジェクトとの連携により同機 構が、女性の健康に関する取り組み の国際比較調査を実施

2018年(一部予定)

- ●当プロジェクトとの連携により同機構が、「働く女性の健康増進調査2018」を実施し、女性のヘルスリテラシーの高さが仕事のパフォーマンスに関連することをはじめとした調査結果を発表
- 働く女性の健康増進に関する先進 企業事例収集
- ●各政党において働き方や健康、女性 活躍に関する政策を推進する議員 各政党の女性局議員との勉強会の 開催
- ●働く女性の活躍を支援するプラット フォームとの共同イベントやシンポ ジウムの開催
- ●行政に対し健康経営において女性 の健康増進に取り組む企業を評価 する仕組みの整備に関する働きかけ

プロジェクトの提言

1

月経や閉経などのホルモンの変動、結婚や育児などのライフイベントによる生活環境の変化、 仕事やライフスタイルなど、男性と異なる女性の様々な健康問題を 社会全体で総合的に支援することが重要である。

女性が活躍するうえでその根本である健康を包括的に支援するための基盤となる法制度を整備する

2

当事者である女性が自身の健康の重要性を認識し、健康増進に努めるだけでなく、 社会全体が女性の健康を思春期、成熟期、更年期、老年期と生涯にわたって 包括的に支援できるよう、医療、調査研究、教育を担う国立の女性医療の拠点を設置する

3

働く女性の健康について、月経困難症、子宮内膜症、子宮頸がん、乳がんなど、 女性特有の健康上の課題が、就労の継続に影響を及ぼすかどうかについて、 全国規模での産業、事業所、労働者に対する実態調査を実施する

4

産業保健総合支援センター事業が実施する産業保健関係者に対する専門的研修等に 婦人科・女性の健康に関する研修プログラムを盛り込むとともに、 現場の産業医、保健師に女性従業員が相談した際に婦人科の専門医への受診につなげる、 あるいは企業が女性社員の健康相談窓口を設けるような後押しとなる施策を整備する

5

自治体等が主体となり、初経を迎える年代の子どもとその親に対して、 婦人科医師に無料で相談ができるクーポン券などを配布できるバウチャー制度を 創設することにつながるような、地域保健対策を推進する

6

学校医が職務として、あるいは保健体育の教員が授業において、 生涯にわたる女性の身体の変化、月経困難症、子宮内膜症、子宮頸がん、乳がんなど、 女性特有の健康上の課題と疾患、それらの予防や対処方法等について、 児童生徒に定期的な健康教育・指導に従事することができるよう、 学校保健総合支援事業をより一層充実する

「働く女性の健康増進調査」調査結果

社会全体で働く女性の活躍を推進する機運が高まっている中、日本の将来を考える上では、その資本となる女性の健康 への配慮が不可欠であり、女性の活躍推進の取り組みには、健康増進・維持に関連した施策も加味することが重要です。 また、こうした施策の検討にあたっては、女性の健康増進が社会にもたらす社会経済的な効果を幅広く捉え、議論する 必要があります。そこで、当プロジェクトが連携する特定非営利活動法人 日本医療政策機構は、働く女性の健康増進 が社会にもたらす影響および働く女性の健康行動について、2016年と2018年に調査を行いました。

働く女性の健康増進調査 2016 年概要

2016年調査では、女性の健康増進が社会にもたらす影響について、社会経済的側面から検証し、あわせて女性の活躍推進や 健康増進に関する施策の国際比較により、日本の現状と課題を明らかにしました。



注目すべき調査結果 代表的な婦人科疾患の有無はQOLおよび生産性損失*とおおむね有意な関連があり、 婦人科系疾患を抱える働く女性の年間の医療費支出と生産性損失を合計すると、6.37兆円 〈女性の健康増進が社会にもたらす影響〉 〈企業規模別損失額〉 全体の損失額の根拠 ■働く女性 ■ 1人当たりの金額 ■ 合計6.37兆円 2.474万人 医療費 100人の場合 573万円 2.000万円 2.573万円 ¥ 33.5万円 300人の場合 1,718万円 6,002万円 7,720万円 牛産性損失 生產性損失 生産性損失 4.95兆円 婦人科疾患 500人の場合 2,864万円 1億3万円 1億2,867万円 約5.8兆円 1,000人の場合 5,728万円 2億7万円 2億5,735万円 国十交诵省予笪 医磨费 ※HGPI調査をもとに本プロジェクトが算出 (2018年度一般会計) 1.42 兆円 *生産性損失は、休業による損失と就業中の効率低下に伴う 損失の両方を指します 日本人の婦人科がん検診の 受診率はOECD諸国の中でも低い 受診率向上のため、他国では公的な予算による 補助、かかりつけ医のサポート、個別の受診勧奨 を実施。日本でも同様の対策はされているが低い 〈女性の健康増進施策の国際比較(婦人科がん検診)〉 〈定期的に婦人科を…〉 未受診の理由は 診している 「健康なので必要がない」ため 41%42 20% 受診していない 80% 2015年11月 ** ■ 子宮頸がん 日本 アメリカ イギリス オランダ 韓国 スウェーデン

働く女性の健康増進調査 2018 年概要

2018年調査では、全国18歳~49歳のフルタイムの正規社員・職員およびフルタイムの契約社員・職員、派遣社員・ 職員女性2.000名を対象に、女性に関するヘルスリテラシーと女性の健康行動や労働生産性、必要な医療へのアクセ スとの関連性を調査し、女性に関するヘルスリテラシーと女性の健康行動や仕事のパフォーマンス、医療へのアクセス との関連性が明らかになりました。

「女性に関するヘルスリテラシー」とは

「女性が健康を促進し維持するため、必要な情報にアクセスし、理解し、活用していくための能力」。つまり、体のしくみや女性特有の 疾病知識だけでは充分ではなく、情報の取捨選択、医療関係者等への相談、女性特有の症状への対処といった行動が伴う必要がある。

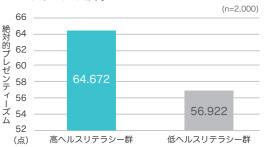
注目すべき調査結果

- ◆ 女性に関するヘルスリテラシーの高さが、仕事のパフォーマンスの高さに関連
- ◆女性に関するヘルスリテラシーの高い人は、女性特有の症状があった時に対処できる割合が高い
- ◆ 女性に関するヘルスリテラシーの高さが、望んだ時期に妊娠することや不妊治療の機会を失することがなかったことに関連
- ◆ 女性に多い病気のしくみや予防・検診・治療方法、医療機関へ行くべき症状を学ぶニーズが高い
- ◆ 企業の健康診断が、定期的な婦人科・産婦人科受診に貢献

女性に関するヘルスリテラシーの高さが、 仕事のパフォーマンスの高さに関連

月経前症候群 (PMS: Premenstrual Syndrome)*1や月経随伴 症状*2といった月経周期に伴う心身の変化や、更年期症状や更年 期障害*3については、多くの人が仕事のパフォーマンスに影響を 与えると感じていることが明らかになった。一方、ヘルスリテラシー が高い人は、仕事のパフォーマンスへのダメージが少なく、ヘル スリテラシー尺度の「女性の体に関する知識」項目と最も関連性 があることも明らかになった。特に職域においては、知識の提供 に加え、知識を活用した行動を促進するための相談体制等、ヘル スリテラシー向上のための対策も重要である。

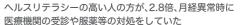
ヘルスリテラシー高低群×仕事のパフォーマンス ヘルスリテラシーの高い人の方が、1か月の仕事の パフォーマンスが高い

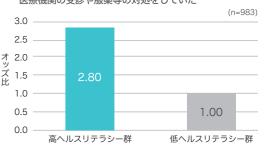


女性に関するヘルスリテラシーの高い人は、 女性特有の症状があった時に対処できる割合が高い

現在または過去に月経に関する異常*4や、PMS、更年期症状や 更年期障害がある人はいずれも半数近くであったが、「何もしてい ない」人が最も多かった。一方ヘルスリテラシーの高い人の方が、 市販薬や医師の処方薬を飲む、婦人科・産婦人科、内科を受診 するといった対処行動をとっていた。また、婦人科系のがん検診 の受診や、健康アプリ等を使った月経周期の把握については、ヘ ルスリテラシーの高い人と低い人で10%以上の差があったことか ら、国、教育機関、企業等において、これら領域に関する正しい 知識を提供することが重要である。

ヘルスリテラシー高低群×月経異常時の対処行動





*1 月経前症候群:月経前の身体的・精神的な不快症状 *2 月経随伴症状:月経痛等の月経中の不快な症状や不正出血等の月経に関連する症状 *3 更年期症状や更年期障害:更年期(閉経前後の5年間) に現れる、顔がほてる、汗をかきやすい等のさまざまな症状の中で他の病気に伴わないものを更年期症状、その中でも症状が重く日常生活に支障を来すものを更年期障害とした。本調査では、40歳以上でこ れらの症状があると回答した人のみを比較の対象とした。*4 月経周期が不規則で次の月経の予測がつかない、月経周期が短い(24日以内)、月経周期が長い(39日以上)、以前は規則的にあった月経が何力 月も来ていない、月経時の出血の量が少ない、月経時の出血の量が多い、月経が2日以内で終わる、月経が8日以上続く、月経時の症状が強い(下腹痛、腰痛、腹部の膨満感、吐き気、頭痛、疲労・脱力感 食欲不振、イライラ、下痢、憂鬱等)、月経とは異なる出血がある(不正出血)

調査結果の全文は、日本医療政策機構のウェブサイトよりご覧いただけます。http://www.hgpi.org/ お問合せ:info@hgpi.org Tel: 03-4243-7156 (代表)

都道府県女性の健康教育実態調査 (自治体による性教育事業好事例)

女性が、自身のライフプランを主体的に選択していくためには、性や健康に関する知識は重要な要素のひとつです。 一方、学校教育活動全体を通じて性教育の充実に努めるという国の方針はあるものの、その実施状況は地域によって ばらつきがあるのが現状です。

そこで本調査では、各都道府県が教育機関を対象として実施している性教育事業の好事例を収集しました。収集した 好事例を広く共有することにより、学校教育における性教育・健康教育の推進に寄与することを目的としています。

事例 ① 35年の継続により、文化として根付いた「産婦人科校医」による性教育

青森県

取り組みの背景

昭和53年、青森県内で女子高校生の売春(買春)や人工妊娠中絶が相次いで報道された。

この課題解決には、産婦人科医による「性の健康教育」が必要だと、当時の県医師会の産婦人科医が教育委員会に提案した。 現在も校医を担当する産婦人科医は、多くの10代女性が望まない妊娠や性感染症を理由に自身のクリニックに通院していたこ とから、学生に対する性教育の必要性を感じた。その結果昭和55年に、県立の女子高校に産婦人科医を校医として配置する 事業が立ち上げられた。

その後、共学への移行が進んだことや、性に関して今・将来必要な知識を男女ともに得る機会を作るため、平成4年からは、 青森県全域を対象とした現在の体制となった。

取り組み内容

産婦人科校医制度

- ●性情報の氾濫や子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する 中で、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動選択できるよ うに指導することを目的としており、講義の内容は、学習指導要 領をベースとしつつ、特に青森県内で課題となっている妊娠や避 妊の仕組み、性感染症予防や月経のコントロールが中心
- ●年度初めに、学校が県から性教育実施の通知を受け、各学校が 校医に直接連絡を取り、具体的な内容を検討する

▼ 実施にあたっての講師の工夫や配慮

- 高校生の場合、例えば月経であればピルの種類や使い方等、中学 生よりも具体的な内容が教えられている。またイメージがしやす いよう写真や動画も活用する
- ●講師同士でも年に1~2回、意見交換会やテキスト共有をしている
- ●学校では、授業前後のアンケートや、レポート作成により授業評 価を実施。県は、今後取りあげて欲しいテーマや、主要な生徒の コメントを各学校から収集し、学校医および配置校の担当者が集 まる協議会にて報告、翌年度の事業に反映させる

対 象 者:県立の高等学校(全日制、定時制、通信制) 61校、特別支援学 校高等部16校の生徒。平成28年度は、10,375名が受講 養護教諭、保健体育教師、生徒指導の教員、保健主事も参加す ることがある

師:青森県内の6教育ブロックに産婦人科医を1名ずつ校医とし配置、 さらにその校医をサポートする数名の産婦人科医が担当

予算措置:校医報酬を県で予算化

実施頻度:年に1回

性に関するセミナー

- 前身の取り組みは平成6年度に開始。当時はエイズ教育が中心で あったが、性や命、こころの問題も内容に含まれていた。 平成9年以降は、性教育をテーマに実施
- 平成29年度は、これまでの性教育の振り返りや、性暴力・性犯罪、 LGBT、子どもの人権保障・AIDS等を取り上げた

参加者:県内の小、中、高等学校および特別支援学校の教職員、

学校医および地域保健関係者、平成29年度は115名が参加

講 演 者: 青森県庁の関係部門、医師会や産婦人科校医等の県内外の 性教育関係者

予算措置:県が予算化し、青森県医師会へ委託

実施頻度:年に1回

性に関する教育指導者研修会

事前に性教育に関連するテーマについて、教育現場における指導 案を作成する勉強会を実施し、研修会では、グループワークや演 習を行う

参加者: 県内の小、中、高等学校および特別支援学校の教職員

(臨時教員を含む)

平成28年度は約50名が参加

講 師: 産婦人科校医 予算措置:文部科学省「学校保健総合支援事業」

実施頻度:年に1回

事例 ② 各保健所が主体となり、地域密着型の性教育を提供

新潟県

取り組み内容

エイズ対策促進事業の一環で、各保健所が主体となって、女性の健康支援を含む地域に応じた課題に取り組んでいる。 下記は、柏崎保健所における取り組みの事例である。

思春期性教育講演会

- ●各学校の考えや対象学年によって異なるが、エイズ・性感染症の 予防、性のイメージ、妊娠の仕組みや避妊、月経に伴う症状(月 経前症候群や月経随伴症状)や月経の対処方法、悩みの相談先等 が主な内容
- 平成29年度は、情報交換会における意見を踏まえ、実施前後で アンケートを実施した。内容は性のイメージ、知識に加え、性感 染症および望まない妊娠を防ぐための行動がとれるか、相談行動 がとれるか。結果は現在保健所にて分析中だが、授業実施により 性のイメージや知識の向上が見られた

対象者:柏崎保健所管轄内にある高等学校、特別支援学校高等部の全8校、 管内全13校の中学校

▼ 実施にあたっての工夫

- 少なくとも15年以上は継続して実施。平成25年度から、現在の 課題に基づいて今後の方針を検討すべく、妊娠期からの相談・連 携体制整備事業の予算を活用し、妊娠期からの相談・連携体制 整備に係る地域情報交換会(以降、情報交換会)を開催
- ●メンバーは、産婦人科医療機関の医師、助産師会の助産師、養 護教諭、市の子育て支援センターの保健師および助産師、市村 の教育委員会担当、村の母子保健担当、保健所の保健師ら。思 春期世代への継続的な予防教育、妊娠発覚後の支援体制の構築、 人工妊娠中絶者への支援体制の構築といった課題を整理し、議論
- ●思春期世代への継続的な予防教育において、学校での支援体制 の強化と予防教育の強化の必要性を情報交換会のメンバーが認識 し、思春期性教育講演会に取り組んでいる

事例 ③ 教職員向け教材や研修の充実により、全生徒が同じレベルの知識を得る機会を提供

取り組み内容

「性に関する指導」指導者研修会

- 行政説明、モデル授業 (実践事例) 紹介、外部講師の講演という 流れ
- ●学習指導要領を基に講演テーマを設定しているが、不妊や梅毒等 の近年の課題については詳細な情報も提供している

☑ 実施にあたっての工夫

- ●現場のニーズに応えるため、参加者からのアンケート結果を踏ま えて課題を委員会で議論し、翌年度以降の計画に反映する
- ●性に関する指導だけでなく、保健学習におけるヒントも多く伝える ことで、教職員が興味を持てるようにしている

対象者:全公立学校の小、中、高等学校の体育・保健体育の教員と養護教諭、 保健主事が対象、県内1,500の学校から、約500名が参加

学校健康教育必携

- 学校健康教育の重点や考え方、健康教育の位置付け、最新の情報、 取組事例等を紹介
- ●性教育関連では、性に関する指導・エイズ教育の項目があり、埼 玉県教育委員会・埼玉県学校保健会による「新・なるほど保健学習」 をはじめとした国・県等の参考資料も紹介

対象者:小、中、高等学校の健康教育に携わる教職員

事例 (4) 県の教育計画として定めることにより、すべての生徒が学ぶ機会を醸成

群馬県

取り組み内容

●命・性・エイズ教育講演会

- ●講師や学校によって内容は異なるが、中学校、高等学校では科学 的な視点からの性、二次性徴、性感染症予防、出産や不妊、デー トDV等の内容から発達段階に応じて、また小学校は命や出産に 重点を置いて実施されていることが多い。最近の状況を踏まえ、 LGBT等も扱われるようになってきている
- 実施結果については、年に1度の「群馬県学校保健審議会」にて報 告する

対象者:平成28年度は、小・中学校が約80%、高等学校は100%が実施

■ 性・エイズ教育に関する指導者研修会

●文部科学省や健康教育調査官等、外部講師による講義が中心。 文部科学省からは、国の保健教育の手引きをベースに、どのよう な教育を実施すべきかを伝えてもらう

参加者:県内の小・中・高等学校、特別支援学校に勤務する養護教諭、 保健主事、体育主任、生徒指導主事、管理職等 平成28年度は約300名(小学校および小学部)が参加。各校から 必ず1名出席してもらえるよう依頼をした結果、80~90%の

調査結果は 2017年12月時点のものです。全文は、日本医療政策機構のウェブサイトよりご覧いただけます。 http://www.hgpi.org/ お問合せ:info@hgpi.org Tel:03-4243-7156 (代表)

企業による女性従業員の健康に関する取り組み事例

企業における女性活躍推進の動きが活発化する中、活躍の前提となる女性の健康に対する取り組みへの関心がますます高まっています。また、2019年には健康経営優良法人の認定要件に「女性の健康保持・増進に向けた取り組み」が加わることとなり、健康経営に取り組む企業において、女性の健康課題への施策の充実が今後さらに求められていきます。働く女性の健康増進のためのプロジェクトでは、健康経営および女性の活躍を積極的に推進する企業5社にヒアリングを行い、女性の健康に関する取組事例をまとめました。

事例 ① 日立システムズ

「多様な人財が多様な価値観を持っていきいきと活躍し、大きな成果を挙げることができる組織風土の醸成」を目標に掲げる株式会社日立システムズは、働き方改革・健康経営・ダイバーシティ推進を3本柱とした企業活力向上施策「SMILE Work∞Life Action」を展開しています。この活動を通じて、女性社員の健康や育児・介護と仕事の両立支援など、女性活躍支援に取り組んでいます。

取り組み内容

管理職向けセミナー「女性と健康のマネジメント」

女性はそれぞれ年代ごとに異なる健康不調を抱えているということを管理職に理解してもらい、マネジメントに活かすことを目的とした「管理職向けダイバーシティ講演会」を実施しました。女性医師を講師に招き、女性の体のサイクルやホルモンついて学ぶ機会を提供しています。2017年8月に開催された第1回セミナーでは、30名を超える管理職が参加しました。うち半数が男性であり、男性管理職の積極的な参加が目立ちました。

保健師スタッフの充実

グループ全体で23人の保健師がおり、従業員の健康保持増進の充実を図るため、産業医とも連携し、個人の状況に応じたサポートを提供しています。

健康セミナー「がんと就労」

がんの予防や早期発見の重要性を訴えるため、全国で開催しています。がん経験者を講師にむかえ、自らの経験を共有したり、乳がんの触診モデル体験会や講師への個別相談も行っています。参加者からは、「自分や家族の健康について意識が深まった」「がん治療中の働き方や生活費用などが参考になった」という声が上がっています。

女性社員データ(2017年度)

グループ全体における女性従業員比率: 13.8%(1,400人/18,000人) 乳がん検診 1 の受診率: 60.8%(-般平均:44.9%) 子宮頸がん検診 1 の受診率: 47.1%(-般平均35.9%)

*1乳がん検診・子宮頸がん検診の補助金は社員の扶養家族までが対象

事例(2) POLA ORBIS HOLDINGS

女性従業員が約7割を占める株式会社ポーラ・オルビスホールディングスでは、女性が年齢を問わず活躍できるよう、健康保険組合と密接な連携を通じ、女性の健康を支える様々な取り組みを実施しています。

取り組み内容

婦人科検診受診の促進

ポーラ・オルビスグループでは、婦人科検診の受診を積極的に促進しています。

- ●子宮頚がん検診の年齢を35歳から全年齢を対象とし、乳がん検 診は35歳から30歳に引き下げ
- ●子宮や卵巣の状態を確認する子宮経腟超音波検査、乳がん検査 を健康保険組合が全額負担し、他の婦人科検診とセット受診をす ることを推進

■ ヘルスリテラシーの向上に向けた取り組み

ポーラ・オルビスグループは、女性の身体について、女性だけでなく、 男性社員のリテラシーの向上も目指し、様々なセミナーを開催して います。

☑ 例

新入社員を対象とした女性の身体に関するセミナー、乳がん啓発セミナー、PMSや更年期など特定のテーマに焦点を当てたセミナーなど

女性のための健康相談の充実

ポーラ・オルビスグループでは2名の婦人科医および1名の看護師・2名の保健師が、がんなどの疾患から月経随伴症状をはじめとする女性特有の問題等女性の健康相談を積極的に行っています。

☑ 株式会社ポーラの取り組み事例

- ●個人面談:2015年~2016年にかけて、20代から30代までの女性社員を対象に、保健師および看護師が個人面談を実施し、体のメンテナンスに関する知識を提供するとともに、個別相談を行いました。面談を通じて、複数の社員が一人で女性特有の問題を抱えていることが判明し、専門医の紹介など適切な対応を取ることができました。
- 育休復職者とのフォロー:産休・育休からの復職率がほぼ100% のポーラ・オルビスグループでは、復職後1ヶ月目、3ヶ月目、場合によっては6ヶ月目のタイミングで体調確認を行うなどのフォローをしています。

女性社員データ

女性従業員の割合:70%(グループ総従業員数:約4,000人) 婦人科検診の受診率:80%超

事例③ PASONA

株式会社パソナグループは、「ダイバーシティを推進し、一人ひとりが夢と誇りを持って活躍できる機会を創造する」ことを目指し、様々な支援制度を通じて女性社員を心身ともにサポートしています。2017年には、厚生労働大臣より、女性活躍推進に関する取り組みが特に優良な企業として、「えるぼし」の最上位である3段階目の認定を受けました。

取り組み内容

乳がん検診の早期受診の推進

女性がかかるがんのうち罹患率がトップの乳がんについて、パソナはカフェテリアポイントを通じて費用を一部負担したり、セルフチェックの講習会を実施するなど、乳がん検診の受診を積極的に推進しています。その結果、現在では9割の女性社員が婦人科検診を受診するようになっています。

様々な相談窓口の設置

社員一人ひとりが、キャリアやライフイベント(介護・育児)、体調 面を相談できる様々な窓口を設置し、誰もが相談できる体制を整えています。健康推進室では産業医が健康に特化した相談を受け、人事部門ではワークライフファシリテーターが、社員のメンター役として個々に合わせた多様な働き方をサポートしています。

「すこやか美人塾」

パソナの健康経営ソリューション部では、女性社員のヘルスリテラシーを高めるため、健康増進プログラム「すこやか美人塾」を実施しています。参加者の多くは、不定愁訴を訴えながらも自分は健康だと信じており、そうした参加者の意識や行動を変えるべく、8週間の本プログラムを通じて、体力の大切さの意識づけや生活習慣の見直しを行っています。プログラム実施後の調査で、参加者の労働生産性が10%向上したことが分かりました。

女性社員データ(2018年5月末)

女性社員の比率:61% 役員の女性比率:29%

管理職の女性比率:51%

事例 4 LAWSON

「マチの健康ステーション」宣言や「ローソン健康経営宣言」など、社員の健康支援施策に力を入れている株式会社ローソンは、経済産業省が「女性活躍推進」にすぐれた上場企業を選出する「なでしこ銘柄」に2014年から5年連続で選定されており、女性が活躍できる環境を目指した取り組みを積極的に行っています。

取り組み内容

「女性と健康セミナー」

ローソンは、将来の妊娠・出産・子育てを視野に入れて20代から 心身のメンテナンスをしていくことが大切であるとして、夜勤など 業務時間が不規則な店舗勤務がある女性新入社員を対象に「女性 と健康セミナー」を開催し、食事バランスや婦人科検診の重要性に ついて伝えています。

婦人科検診受診の促進

婦人科検診の対象年齢を、従来の30歳以上から20歳以上に引き 下げ、受診促進を行っています。

女性社員データ(2017年度)

女性従業員の割合:17%

事例 5 Fujikura

株式会社フジクラは、女性従業員の割合は小さいものの、充実した女性の健康増進のための支援を行うとともに、すべての社員が自発的 に健康活動を行えるよう、全社的なヘルスリテラシーの向上に注力しています。

取り組み内容

健康サイトの活用

健康サイトに社員個人専用のページを設け、個人の健康診断データや日々の測定データ、将来の予測等の健康情報を示し、サイトを通じて社員の健康状態の分析や健康指導を行っています。

女性の健康に関するセミナーの開催

外部の専門家を招請し、年齢による女性ホルモンの変化など健康 知識に関するセミナーを全社員向けに開催し、女性だけでなく男性 社員の健康知識の向上も図っています。

データ分析に基づいたフォローアップ

性差に基づいた要素を考慮できるよう、フジクラでは様々なデータを分析し、女性社員の支援に役立てています。健康保険組合にあるレセプトや健康診断結果、職種や年齢といったセグメント別のデータおよび職務満足感や生活行動反応といった指標を分析して、女性社員が働きやすい職場環境の設計へ反映し、同時に健康行動の支援も行っています。

女性社員データ

女性従業員の割合:約15%